

平成30年8月30日

指定居宅介護支援事業所	管理者	様
指定介護予防支援事業所	管理者	様
指定介護老人福祉施設	施設長	様
介護老人保健施設	施設長	様
指定介護療養型医療施設	施設長	様
介護医療院	施設長	様
指定特定施設入居者生活介護事業所	管理者	様
指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	管理者	様
指定小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	管理者	様
指定認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様
指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	管理者	様
指定地域密着型介護老人福祉施設	施設長	様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

#### 平成30年7月豪雨災害による被災者の要介護認定・要支援認定更新申請の取扱いについて

本市における介護保険事業運営につきまして、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴事業所、施設におかれましては、利用者の要介護認定等の有効期間満了日の30日前までには更新認定等の申請が行われるように必要な支援を行っていただいているところですが、今般の豪雨災害による被災等のため、認定有効期間の満了日までに更新申請を行うことができない方については、国による特別措置を踏まえ、要介護認定等の有効期間を平成30年11月30日まで延長します。（認定有効期間の満了日が平成30年6月30日から平成30年10月31日までの場合に限りです。）

この取扱いの対象となる方については、各区健康長寿課介護保険係（東区は福祉課高齢介護係）へお申し出いただくと、有効期間を延長した被保険者証を発行します。

認定有効期間の延長後は、平成30年11月30日までに各区健康長寿課介護保険係（東区は福祉課高齢介護係）へ更新手続きを行ってください。通常、更新申請は有効期間満了日の60日前から受け付けますが、延長措置適用者に係る更新申請は、それ以前でも受付を行います。

なお、有効期間の延長後に、要介護（要支援）状態区分に変化があった場合は、区分変更申請が可能です。

問い合わせ先

広島市介護保険課 認定・給付係

電話：082-504-2363 Fax：082-504-2136